

## 東御市地域づくり活動補助金について

### I. 地域づくり活動事業の概要

#### 1 概 要

地域の活性化及び協働のまちづくりの推進を図るために、区やその他の公共的団体が自ら考え、自ら行動を起こす地域づくり活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

#### 2 補助対象団体及び対象事業

補助対象団体	補助対象事業
○区、支区、隣組、NPO 団体の他、地域づくり活動を行う団体	補助対象団体が自ら考え、自ら行動を起こす公共的な事業で次のいずれかの要件を満たし、年度内に完了する事業で、市の事業認定を受けたものとします。 (1) 社会又は不特定多数の者の利益につながるもの（公共性） (2) 独自の発想又は新たな視点によるもの（独創性） (3) 波及効果又は新たな展開が期待できるもの（発展性） (4) 計画及び費用が実現可能で妥当なもの（実現性） (5) 自立できることが期待されるもの（自立性）
○団体の事務所の所在地が市内にあり、市内で活動を行う団体	
○政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない団体	

#### 3 補助対象としない事業

次に該当する事業については、補助金の交付の対象としません。

補助対象としない事業	備 考
市で実施する他の補助金の対象となる事業 例：緑化推進事業補助金、公民館分館施設整備事業補助金 等	実際に補助金を受けられない場合においても、本補助金の対象とはしません。
既に本事業の補助金の交付を2回受けたことのある事業	
団体が継続的に行っている定着したイベント、行事等で、本事業の補助がなくとも所期の目的はおおむね達成できるもの	団体における新規事業、伝統行事の復活事業については対象とします。
政治、商行為など特定の目的のあるもの	特定の企業、政治団体、個人等の売名、利益供与等の行為は認めないものとし、商工会（商店街）等の振興事業については、まちの活性化につながる工夫が必要です。
宗教に深く関わりのあるもの	宗教活動及び宗教行事は認めないものとし、伝統文化や文化遺産などを活用する事業にあっては、宗教的活動及び宗教行事とならない工夫が必要です。
備品などの購入や施設修繕が主となるもの	単に備品のみ購入や、事業の主たる内容が備品の購入に限られるもの、また、単に施設の修繕を目的とした事業については対象としません。
その他、市長が適当でないと認めた事業	

## 4 補助対象となる経費

補助対象事業を行うのに必要な経費。(消耗品費、講師に対する謝金・旅費交通費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料、原材料購入費等)

ただし、事業を行うのに必要な**機器の賃借、業者委託に係る経費は事業費の10分の2を限度**とします。また、次に掲げる経費は対象外とします。

補助対象外経費	備 考
団体の事務所等を維持するための経費	例：団体事務所の家賃、光熱水費 等
団体の経常的な活動に要する経費	例：団体の通常活動に要する消耗品、備品の購入 等
団体の構成員による会合の飲食代	例：会議の際の食事、茶菓子代、懇親会費 等
団体の構成員に対する人件費、旅費及び謝礼	

【賃借料・委託料が事業費の2/10を超える場合の補助対象経費算出例】

事業費 10万円		⇒	補助対象経費 9万円	
○消耗品費	1万円		○消耗品費	1万円
○講師謝金	2万円	○講師謝金	2万円	
○原材料費	2万円	○原材料費	2万円	
○印刷製本費	2万円	○印刷製本費	2万円	
○賃借料・委託料 <u>3万円</u>		○賃借料・委託料 <u>2万円</u>		

(注) 賃借料と委託料は事業費の20%までですので、事業費10万円の20%以内の2万円となります。

## 5 補助率及び補助金額

補助率は事業の公益性、効果等により次のとおりとします。また、補助金について、事業費が100万円を超えるものについては、100万円を限度とします。

なお、**同一事業に対する補助金の交付は2回を限度**とします。

項 目	補助率
事業により地域の活性化に効果が大きく、かつ公益性の大きい事業	100分の100
事業により地域の活性化に効果が大きいと認められる事業	100分の75
事業の内容により、補助の必要性があると認められる事業	100分の50

## II. 新設団体認定事業の概要

### 1 概 要

市民による地域づくり活動の活性化を更に推進するために、地域づくり活動団体等の立ち上がり期を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付します。

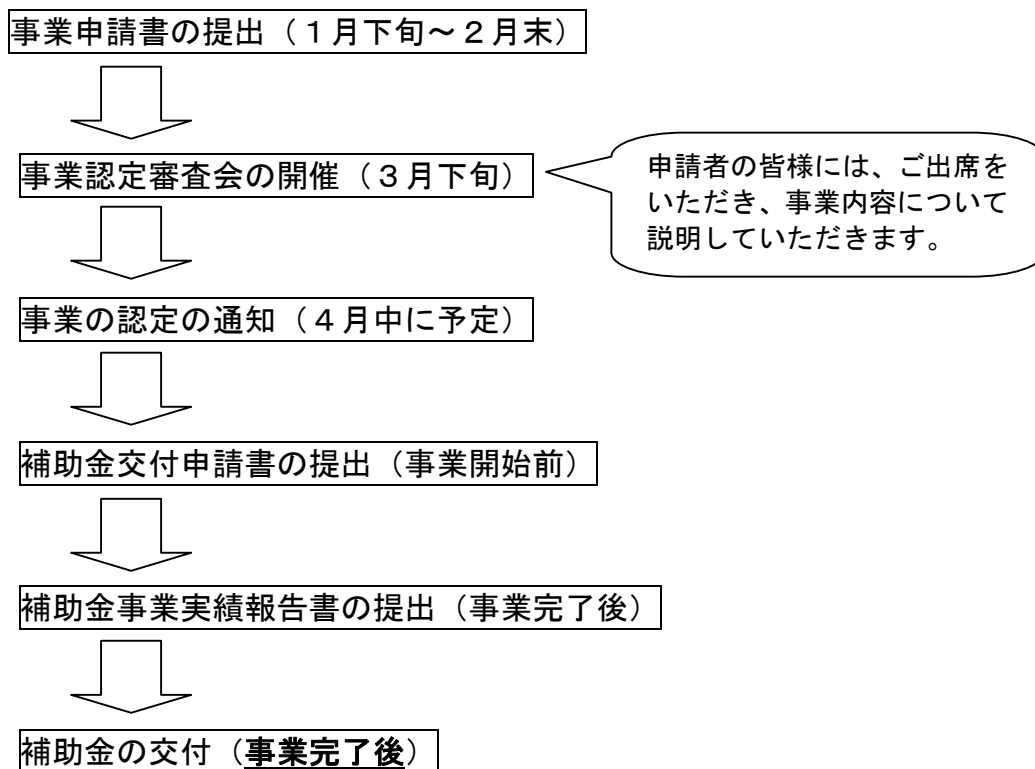
## 2 補助対象団体及び対象事業

補助対象団体	補助対象となる経費
○設立後、2年以内のNPO、地域づくりを行う規約等が定められている団体	団体の通常活動に必要な経費。(消耗品費、講師に対する謝金・旅費交通費、印刷製本費、通信運搬費等) また、次に掲げる経費は対象外とします。 ・団体の事務所等を維持するための経費 例：団体事務所の家賃、光熱水費 等 ・団体の構成員による会合の飲食代 例：会議の際の食事、茶菓子代、懇親会費 等 ・団体の構成員に対する人件費、旅費及び謝礼
○団体の事務所の所在地が市内にあり、市内で活動を行う団体	
○政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない団体	

## 3 補助率及び補助金額

補助率は、経費の2分の1以内とします。ただし、補助金の限度額は5万円とし、同一の団体に対する補助金の交付は1回限りとします。

## Ⅲ. 事業の募集 (大まかな流れ)



### 【注意事項】

- (1) 事業申請書の提出にあたっては、市役所まで持参をお願いします。その場で簡単な聞き取りを行わせていただきます。

## IV. 事業の認定

申請のあった事業が、補助金交付の対象となるかどうかを審査することを目的として、地域づくり活動補助金事業認定審査会を開催し、事業の認定を行います。

この認定審査会で、申請者の方に事業内容の説明をしていただきます。

## V. 補助金の交付

補助金の交付は、原則として事業完了後に交付します。

## VI. その他

- (1) 事業を行おうとする団体については、事業の概要、経費等ご検討のうえ、事業申請書を提出してください。
- (2) 要綱にも規定しておりますが、すべての事業の補助率が100/100ではありません。認定審査会の審査によっては、補助率が75/100又は50/100になる場合もあり、その場合には申請団体の経費負担が必要になります。自己負担が生じても実施ができる規模で事業を立案してください。
- (3) 詳しい制度の内容については、事前に市役所市民課へご相談下さい。

